

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

令和8（2026）年6月より

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で
先発医薬品の処方を希望される場合は
特別の料金をお支払いいただくことがあります。
特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品の
価格差の2分の1相当の料金です。

保険給付と選定療養の負担についてのイメージ



医療上の必要性があると認められる場合や
薬局に後発医薬品の在庫が無い場合など、
後発医薬品を提供することが困難な場合は
選定療養とはせず、引き続き保険給付の
対象となります。

森山総合クリニック

出典：厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html